

## 会 議 概 要

会 議 の 名 称	令和4年度湧別町固定資産評価審査委員会
開 催 日 時	令和4年12月27日(火) 10時00分 開会 10時32分 閉会
開 催 場 所	湧別町役場上湧別庁舎2階会議室
出 席 者 名	楨典明委員、松田茂満委員、牧野秀昭委員 根子敏男書記、岩瀬昌幸書記
欠 席 者 名	なし
傍 聴 人 の 数	0人
会 議 の 内 容	1 委員長の選任について 委員長に牧野秀昭委員が当選した。 2 委員長職務代理者の指定について 委員長職務代理者に松田茂満委員が委員長から指定された。 3 固定資産評価審査委員会について 資料に基づき書記より委員会の概要説明があった。 4 令和元年度固定資産税の概要について 資料に基づき書記より固定資産税の調定額のほか、土地、家屋、償却資産の課税状況など概要説明があった。 5 その他 (1) 全国の審査申出状況について 総務省自治税務局による調査結果資料に基づき書記より全国及び北海道の申出状況や委員会の状況などの説明があった (2) 委員会運営研修会について 本年に札幌市で開催された研修会について書記より説明があった。
会 議 資 料	別添のとおり
会 議 録	■ 有 ( <input type="checkbox"/> 全文筆記 <input checked="" type="checkbox"/> 要点筆記 ) <input type="checkbox"/> 無
備 考	



## 固定資産評価審査委員会委員

1. 適用法令            地方税法第423条  
                          湧別町税条例第77条、第78条  
                          固定資産評価審査委員会条例
2. 任        期            3年（委員長の任期1年）  
                          補欠の場合は前任者の残任期間
3. 定        数            3人
4. 選任方法            町長が議会の同意を得て選任
5. 在職期間            下記のとおり

住        所	氏        名	就任年月日	任 期 満 了 年    月    日	摘        要
緑 町	槇        典 明	R3.11.25	R6.11.24	
中湧別東町	松 田 茂 満	R3.11.25	R6.11.24	
上 湧 別 屯田市街地	牧 野 秀 昭	R3.11.25	R6.11.24	

# 湧別町固定資産評価審査委員会について

## 1 固定資産評価審査委員会の設置

執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、次のとおりである。(地方自治法第180条の5第3項第2号)

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。(地方税法第423条第1項)

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、湧別町固定資産評価審査委員会を置く。(町税条例第77条)

## 2 固定資産評価審査委員会の委員の定数

固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。(地方税法第423条第2項)

審査委員会の委員の定数は、3人とする。(町税条例第78条)

## 3 固定資産評価審査委員会の委員の選任

固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。(地方税法第423条第3項)

## 4 固定資産評価審査委員会の任務

固定資産評価審査委員会は別に法律の定めるところにより固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定その他の事務を行う。(地方自治法第202条の2第5項)

## 5 固定資産評価審査委員会の委員の任期、委員長任期、職務代務者の指定

固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。(地方税法第423条第6項)

委員会は、委員のうちから委員長を選挙しなければならない。委員長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。(委員会条例第2条第2項及び5項)

委員長に事故がある場合又は委員長が欠けた場合においては、委員長のあらかじめ指定する委員が、その職務を行う。(委員会条例第2条第4項)

## 6 固定資産評価審査委員会の委員の兼職禁止等

固定資産評価審査委員会の委員は、次に掲げる職を兼ねることができない。  
(地方自治法第 425 条第 1 項)

- ① 国会議員及び地方団体の議会議員
- ② 地方団体の長
- ③ 農業委員会の委員
- ④ 固定資産評価員

また、中立的・専門的な第三者機関として審査・決定するためにも、利害関係が生ずる請負関係について地方自治法第 180 条の 5 第 6 項及び地方税法第 425 条第 2 項によって禁止事項が定められています。本町に対する請負の禁止となりますが、継続性がない単なる一取引をなすに止まる取引契約は該当しません。

## 7 固定資産評価審査委員会の書記

書記は、町職員のうちから、町長の同意を得て、委員長が任命する。書記は、委員長の指揮を受けて、調書を作成し、委員会の庶務を処理する。(委員会条例第 3 条)

書記 根子敏男 (住民税務課長)  
岩瀬昌幸 (住民税務課税務グループ長)  
片桐圭輔 (住民税務課税務グループ主査)

## 8 委員会の招集、欠席の届出

委員会の招集は、委員長が召集状を各委員に送達して行う。召集状は、少なくとも集会の 5 日前に送達しなければならない。(委員会規程第 2 条)

委員は、疾病その他の理由により会議に出席できない場合においては、あらかじめ委員長にその旨を届出なければならない。(委員会規程第 11 条)

## 9 開会の時間

会議は、午前 9 時から開き午後 5 時に閉じる。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

委員長は、委員に諮り開会の時間内において適宜休憩時間を定めることができる。(委員会規程第 9 条)

# 【固定資産税についてのお知らせ】

納税通知書の裏面

## 1 固定資産税について

固定資産税は、地方税法第342条及び第343条並びに湧別町税条例第54条の規定により、湧別町内に所在する固定資産（土地、家屋、償却資産）に対して1月1日現在の所有者に課税されます。

## 2 審査請求について 行政不服審査法

この納税通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。この記載事項の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に町を被告として（町長が被告の代表者となります）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 3 審査の申出について 固定資産評価審査委員会（地方自治法・地方税法）

固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合には、地方税法第432条第1項の規定により、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。

## 4 延滞金、督促手数料について

この税金を納期限までに完納されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、延滞金を加算して納付いただくこととなります。

また、納期限までに完納されないために督促状が発せられた場合には、督促状1通につき100円の督促手数料を加算して納付いただくこととなります。

## 5 滞納処分について

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分（財産等の差押）を受けることがあります。

## 6 課税されない限度額（免税点）について

固定資産のそれぞれの合計課税標準額が次の額（免税点）に満たない場合は課税されません。

土地：30万円、家屋：20万円、償却資産：150万円

## 7 新築住宅に対する軽減措置について

新築住宅で居住面積が50㎡（一戸建て以外の貸家住宅にあつては40㎡）以上280㎡以下の場合は、新築後3年度分（長期優良住宅は5年度分）に限り、居住用床面積120㎡相当分の固定資産税の2分の1が軽減されます。

## 8 家屋・土地の諸手続きについて

家屋を取り壊した時、所有者を変更した時の手続きは、その家屋が登記されているかいないかにより、次のとおり申請又は届出先が異なります。土地の手続きは法務局への登記申請が必要です。

登記されている家屋・・・釧路地方法務局北見支局への滅失又は移転登記申請が必要です。

登記されていない家屋・・・湧別町への届出が必要です。

家屋の取り壊しや新築・増改築、土地の利用状況を変更された場合などは、その翌年度から税額が変更になる場合があります。

## 令和4年度 固定資産税の概要について

調定額		令和元年度	令和2年度	令和3年度 (評価替え)	令和4年度
調定額		443,226,600 円	456,293,500 円	434,935,300 円	470,774,800 円
(うち過新分)		6,316,800 円	1,420,200 円	3,395,000 円	3,395,000 円
調定額 対前年増減率		-2.02%	2.95%	-4.68%	8.24%
納税義務者 総数		4,018 人	4,011 人	3,954 人	3,981 人
対前年増減率		-0.12%	-0.17%	-1.59%	0.68%

R3. 12. 10現在

統計(家屋)		令和元年度	令和2年度	令和3年度 (評価替え)	令和4年度
家屋	納税義務者 総数	3,680 人	3,667 人	3,642 人	3,596 人
	対前年増減率	0.05%	-0.35%	-0.68%	-1.26%
	納税義務者 免税点未満	435 人	429 人	434 人	403 人
	対前年増減率	-0.68%	-1.38%	1.17%	-7.14%
	納税義務者 免税点以上	3,245 人	3,238 人	3,186 人	3,193 人
	対前年増減率	0.15%	-0.22%	-1.61%	0.22%
	課税標準額 免税点以上	16,955,032 千円	17,704,076 千円	17,010,019 千円	18,549,438 千円
	対前年増減率	3.44%	4.42%	-3.92%	9.05%
	棟総数	7,913 棟	7,889 棟	7,829 棟	7,751 棟
	対前年増減率	-0.50%	-0.30%	-0.76%	-1.00%

統計(償却資産)		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
償却資産	納税義務者 総数	899 人	897 人	895 人	897 人
	対前年増減率	-0.77%	-0.22%	-0.22%	0.22%
	納税義務者 免税点未満	368 人	368 人	490 人	346 人
	対前年増減率	-0.27%	0.00%	33.15%	-29.39%
	納税義務者 免税点以上	531 人	529 人	405 人	551 人
	対前年増減率	-1.12%	-0.38%	-23.44%	36.05%
	課税標準額	10,612,730 千円	10,937,684 千円	10,353,549 千円	11,645,791 千円
	対前年増減率	-0.84%	3.06%	-5.34%	12.48%

※免税点は、土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円

統計(土地)		令和元年度	令和2年度	令和3年度 (評価替え)	令和4年度
土地	納税義務者 総数	4,150 人	4,135 人	4,122 人	4,097 人
	対前年増減率	-0.31%	-0.36%	-0.31%	-0.61%
	納税義務者 免税点未満	1,989 人	1,987 人	2,052 人	2,022 人
	対前年増減率	-0.20%	-0.10%	3.27%	-1.46%
	納税義務者 免税点以上	2,161 人	2,148 人	2,070 人	2,075 人
	対前年増減率	-0.37%	-0.60%	-3.63%	0.24%
	非課税地積	220,897,611 m <sup>2</sup>	220,893,855 m <sup>2</sup>	220,946,129 m <sup>2</sup>	220,982,530 m <sup>2</sup>
	対前年増減率	0.01%	0.00%	0.02%	0.02%
	評価総地積	284,892,389 m <sup>2</sup>	284,896,145 m <sup>2</sup>	284,843,871 m <sup>2</sup>	284,807,471 m <sup>2</sup>
	対前年増減率	0.00%	0.00%	-0.02%	-0.01%
	課税標準額 免税点以上	3,910,880 千円	3,914,174 千円	3,779,027 千円	3,795,493 千円
	対前年増減率	0.40%	0.08%	-3.45%	0.44%
	評価総筆数	36,325 筆	36,389 筆	36,420 筆	36,417 筆
対前年増減率	0.18%	0.18%	0.09%	-0.01%	
評価総地積内訳地目	畑	104,473,127 m <sup>2</sup>	104,345,716 m <sup>2</sup>	104,167,118 m <sup>2</sup>	103,935,055 m <sup>2</sup>
		-0.09%	-0.12%	-0.17%	-0.22%
		14,755 筆	14,778 筆	14,766 筆	14,749 筆
	宅地	8,009,383 m <sup>2</sup>	8,057,911 m <sup>2</sup>	8,117,924 m <sup>2</sup>	8,231,752 m <sup>2</sup>
		0.09%	0.61%	0.74%	1.40%
		12,132 筆	12,148 筆	12,147 筆	12,140 筆
	山林	164,850,612 m <sup>2</sup>	164,832,448 m <sup>2</sup>	164,835,933 m <sup>2</sup>	164,822,067 m <sup>2</sup>
		0.00%	-0.01%	0.00%	-0.01%
		6,855 筆	6,849 筆	6,852 筆	6,848 筆
	原野	4,922,521 m <sup>2</sup>	4,993,215 m <sup>2</sup>	4,947,449 m <sup>2</sup>	4,976,109 m <sup>2</sup>
		1.55%	1.44%	-0.92%	0.58%
		1,497 筆	1,506 筆	1,522 筆	1,517 筆
	雑種地	2,636,746 m <sup>2</sup>	2,666,855 m <sup>2</sup>	2,775,447 m <sup>2</sup>	2,842,488 m <sup>2</sup>
		0.28%	1.14%	4.07%	2.42%
		1,086 筆	1,108 筆	1,133 筆	1,163 筆
	牧場	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>
		0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
		0 筆	0 筆	0 筆	0 筆
		0.00%	0.00%	0.00%	0.00%